

今年の経営支援セミナーは9月3日

経営者の皆様にタイムリーで、企業経営に役立つ情報をお伝えしたいとの願いのもと、今年も経営支援セミナーを開催します。今年マイナンバーについて、ぜひ、経営者の皆様に知って戴きたい情報を提供しようと思います。お知り合いの方をお誘いのうえ、皆様の参加をお願いいたします。

- 日時 : 平成27年9月3日(木曜日)
- 時間 : 午後1時30分から午後4時30分
- 場所 : SMBC日興コーディアル証券4階会議室
- 受講料 : 3,240円(2名以上1人2,700円)

【テーマ】

1. マイナンバー制度の実務への影響と対応
2. リアルタイムで経営数値をつかむ！
— 月次決算の徹底活用方法 —

とにかく考えてみることである。
工夫してみることである。
そして、やってみることである。
失敗すればやり直せばいい。 松下幸之助の言葉

日本政策金融公庫 普通貸付金利	1.30%~
経営改善貸付	1.25%
平成27年6月10日より	

事業承継の基本項目 (2)

今月は親族内承継の留意点を少し述べていきたいと思います

1. 関係者の理解

- ①後継者候補との意思の疎通を図る
- ②社内や取引先・金融機関へ事業承継計画の公表などをして説明をする。
- ③将来の経営陣の構成を視野にいれて、役員・従業員の世代交代を準備する

2. 後継者教育

・社内教育として

- ①各部門のローテーション → 経験と知識の習得
- ②責任ある地位につける → 経営に対する自覚が生まれる
- ③現経営者による直接指導 → 経営理念の引継ぎ

・社外教育として

- ①他社での勤務 → 人間形成・新しい経営手法の習得
- ②部門を任せる → 責任感・資質の確認
- ③セミナー等の活用 → 知識の習得・幅広い視野を育成

今月の税務・消費税仕入税額控除から

カード会社からの請求明細書

消費税率が8%になり、1年が経過しました。結構支払う消費税は多いというのが実感ではないですか？消費税計算は、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除して計算し、納付します。売上に係る消費税は、①事業者が②国内において③対価を得て行う④資産の譲渡、貸付、役務の提供 に対してかかります。そこから控除できる仕入に係る消費税ですが、皆様は消費税の掛かっている対価に対する消費税は全額控除できていると考えていますか？

人件費、社会保険料、会費等消費税の掛かっていない取引以外は全て消費税を控除できていると思っていると間違いです。控除できる消費税は、法律で定められた帳簿の記載要件があり、その請求書等が保存されており、税務調査の際にすぐ提示できる場合に限り仕入税額控除ができます。

では、控除ができる請求書等とは、次に掲げる書類です。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

この頃は、法人カードの利用が増えました。では、カード明細書は、仕入税額控除ができる請求書等になるのでしょうか。

クレジットカード会社がそのカード利用者に交付する請求明細書等は、クレジットカード会社がそのカード利用者である事業者に対して資産の譲渡等を行った訳ではありませんから、この請求書では、仕入税額控除ができません。クレジットを利用した時に受け取った、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が発行した『ご利用明細』が必要です。これがなければ、仕入税額控除ができないことになります。クレジットを利用した時の書類は必ず保存してください。

【編集後記】

6月にはいり、研修に忙しくなりました。久しぶりに東京に行ってきました。社会福祉法人会計の研修と、TKCのタクスフォーラムがあって、その間が1日あきました。どこか行ってみようと思って、明治神宮に出かけました。蓮の花と花菖蒲がきれいに管理されていて、緑がたくさんだったのですが、途中、滝のような大雨で、びしょ濡れ。大変でした。一人で勇んで出かけましたが・・・段々疲れがとれなくなりました。

